

公有自動車担当者 様

一般財団法人全国自治協会（鹿児島県町村会）

年末年始の交通事故処理について（公有）

ご契約車両で年末年始（令和4年12月29日～令和5年1月3日）に交通事故に遭われた場合は、最寄りの警察署・交番による交通事故の実況見分を受けた後、速やかに次の番号へ、事故の発生状況や相手方の連絡先等をご連絡ください。

事故受付フリーダイヤル；0120-258-459

- ※ このフリーダイヤルでは、事故現場での対処方法等、緊急時の相談業務も実施しておりますので、併せてご利用ください。
- ※ ただし、専属調査員による対応（相手のけがの状況の確認、相手車の破損状況の確認等）は年明け最初の出勤日（令和5年1月4日）からとなりますので、予めご了承ください。
- ※ 本会に相談なく、当事者間での示談は絶対にしないでください。

<万一、交通事故が発生した場合の留意点>

1. 負傷者がいる場合には、まず救護を行うとともに、救急、警察へ連絡をしてください。
また、負傷者が搬送された病院名、電話番号等を確認してください。
2. お互いの事故車両が自走できる場合には、二次的な事故が発生しないように速やかに車両を安全な場所に移動させてください。
3. 相手の住所、氏名、連絡先、自賠責保険（自賠責共済）・任意保険引受会社名及び連絡先を確認してください。
4. 相手車両の入庫先の修理工場名と電話番号を確認してください。
5. 事故の目撃者がいたら、念のため連絡先等を聞いてください。
6. 現場での発言は慎重にしてください。
※ 事故は、加害者に一方的に責任があるとは限りません。相手側にも責任がある場合がありますので、事故現場での発言には注意し、全額賠償等の確約等はしないようにしましょう。
7. 被害者に対する償いは、単に金銭だけでなく加害者の誠意が大切です。
道義的責任として、相手に（見舞いを行うなどの）誠意を示してください。